

## 公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続きは、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（建設工事）試行要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第453号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号）に示すとおりです。

### 1 工事の概要

#### (1) 工事名及び工事箇所名

令和4年度 防災・安全交付金（公園）工事 松本平広域公園 松本市 今井その9

#### (2) 工事の目的

本工事は、設置後20年以上が経過した松本平広域公園総合球技場（サンプロアルウィン）のスタジアム照明設備について、LED照明による設備更新を行い、長期間にわたり安定的かつ施設に必要な環境を確保することを目的とする。

#### (3) 工事内容

ア 更新対象設備は、次のとおりとする。

(ア) スタジアム照明設備及び関連する機器（以下「照明設備等」という。）

イ 更新対象設備の詳細は、次の図書に示すものとする。

(ア) 別紙1 特記仕様書（県HP掲載、参加希望者は閲覧可）

(イ) 別紙2 要求水準書（県HP掲載、参加希望者は閲覧可）

ウ 工事内容

(ア) 照明設備等の更新設計

a 技術提案書の内容に基づき照明設備等の更新設計を行うこと。

b 既存関連設備の改造を行う必要がある場合は、その改造設計を行うものとする。

c 別紙1 特記仕様書及び別紙2 要求水準書に記載する仕様等に準拠しないものなど標準仕様を記載していないものについては、採用する仕様とその理由を明確にして工事着手前に発注者の承認を得るものとする。

(イ) 照明設備等の設置工事

a 更新設計等について発注者の承認を得たうえ、照明設備等の設置工事を行うこと。

b 既存設備の改造、各設備との接続については、受注者の責において行うものとする。

c 更新又は改造により不要となる機器、装置等は、再利用を検討した上で、不要な場合は適正に処分するものとする。

d 施工箇所は信州まつもと空港の航空法に基づく高さ制限があるため、その制限を越えないよう照明設備等を設置すること。また、空港制限等に伴い、施工に際しては空港の運用時間外の施工のほか、施工条件がつく可能性があり得るので、関係機関へ確認するとともにその対応について調整を図ること。

e 照明設備等の現場への設置工事については、Jリーグ2023シーズン閉幕後（ホームゲーム

終了後) から 2024 シーズン開幕 (ホームゲーム開催 (予定)) までの間とする。なお、その期間の総合球技場の利用状況を確認し、松本平広域公園指定管理者と施工方法や安全管理等について調整を図ること。

f 照明設備等の運用については、次期 J リーグ開幕前には操作できる状態とすること。

g 本工事の仕様書は、別紙 1 特記仕様書、別紙 2 要求水準書及び特定者の技術提案書により構成されるものとする。

(ウ) 工事対象となる照明設備等

a 投光器 (競技用、観客用及び保安用)

b 上記に伴う配線及び操作制御システム

(エ) 基本は、照明設備を取付する既存施設 (メインスタンド屋根、バックスタンド照明用架台、照明塔) を活用するものとし、更新後の照明設備等の荷重について構造計算を実施したうえで必要な場合は補強すること。

(オ) 照明設備等を設置するにあたり、クレーン等の建設機械を使用する場合は、グラウンドからの施工はできない。

(カ) 契約内容については、予算等の理由により、上記 (ア) から (エ) の工事内容に対して減とする場合がある。

(キ) 上記イ (ア) 及び (イ) は、3 (5) に記載の場所において閲覧できる。

(ク) 既設図面及び構造計算書は、3 (4) 既存施設の現場確認の際に閲覧できる。

#### (4) 技術提案を求める具体的内容

テーマ	具体的内容
機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競技者や観客に対するまぶしさ (グレア) を低減する工夫はあるか。 (松本平広域公園総合球技場は、信州まつもと空港の航空法に基づく高さ制限があるため、灯具位置が低いことによるスタジアム照明の「まぶしさ」が課題である。これを解消するための様々な観点での技術的な工夫を提案されたい。)</li> <li>・ 照明制御システムの操作及びプログラム編集が容易か。</li> <li>・ 光害対策に配慮されているか。</li> <li>・ 演出に対する創意工夫はなされているか。</li> </ul>
施工管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合球技場利用 (J リーグの試合運営等) に配慮した施工方法の提案がなされているか。</li> </ul>
ライフサイクルコスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期投資を踏まえたうえで、電気代、通信費用、保守点検費用及び耐用年数を経過した機器の交換費用を含めたライフサイクルコストが明確であり、かつ安価であるか。</li> </ul>
メンテナンスの充実 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器の無償修理保証期間が長期間であるか。</li> <li>・ 部品のストックが長期間かつ安定的であるか。</li> <li>・ 製品の部品交換等による予防保全の時期など、設備の長寿命化の計画について検討されているか。</li> <li>・ メンテナンスを行う拠点から当該施設までの到着所要時間が短時間か。</li> <li>・ 故障時の対応が長時間可能か。</li> <li>・ 日常管理は容易であるか。</li> </ul>

※1 維持管理契約の締結を前提とするものではありません。

(5) 履行期間 工事開始日から約 360 日間 (ただし令和 6 年 3 月 8 日まで) (債務負担行為設定済)

(6) 工事实施上の要件

ア 本工事における製品保証期間は、引き渡しの日から起算して 2 年間とする。ただし、受注者の責による故意または重大な過失により瑕疵が生じた場合は、10 年間とする。保証期間終了後に

においても、製造要因に起因する故障など受注者の過失によることが明らかな場合は、無償にて対応すること。

イ 本工事において適用する基準等は下記のとおりとし、最新版を使用すること。

(ア) 共通

○建築基準法		
○建築基準法施行令		
○建築基準法施行規則		
○公共建築工事積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	
○公共建築工事標準単価積算基準	同 上	
○公共建築工事共通費積算基準	同 上	
○官庁施設の基本的性能基準	同 上	
○官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	同 上	
○官庁施設の総合耐震診断・改修基準	同 上	
○建築工事における電子納品にかかる試行要領	長野県建設部	
○建設部公共事業環境配慮指針	同 上	※貸与
○長野県建設リサイクル推進指針	同 上	※貸与
○信州リサイクル製品率先利用方針	長野県環境部	※貸与
○長野県グリーン購入推進方針	同 上	※貸与
○長野県営繕工事の手引き	長野県建設部	
○長野県土木工事共通仕様書	同 上	

(イ) 建築

○建築設計基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	
○建築構造設計基準	同 上	
○構内舗装・排水設計基準	同 上	
○建築工事標準詳細図	同 上	
○木造計画・設計基準	同 上	
○建築工事設計図書作成基準	同 上	
○公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	同 上	
○公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	同 上	
○公共建築木造工事標準仕様書	同 上	
○建築解体工事共通仕様書	同 上	

(ウ) 建築積算

○公共建築数量積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	
○公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）	同 上	
○公共建築工事見積標準書式（建築工事編）	同 上	
○公共建築改修工事の積算マニュアル	同 上	

(エ) 設備

○建築設備計画基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	
○建築設備設計基準	同 上	
○建築設備工事設計図書作成基準	同 上	
○公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	同 上	
○公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	同 上	
○公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	同 上	

- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 同 上
  - 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 同 上
  - 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事） 同 上
- (イ) 設備積算
- 公共建築設備数量積算基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部
  - 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） 同 上
  - 公共建築工事見積標準書式（設備工事編） 同 上

(ロ) その他関係法令及び基準

ウ 本工事は電子納品対象工事であり、電子納品にあたっては「建築工事における電子納品にかかる試行要領」によるものとする。

エ 本工事は情報共有システムを利用する対象工事である。利用にあたっては、「情報共有システム実施要領」によるものとする。

オ 本工事完了に伴い、工事に関わる完成図書（図面、仕様書）のほか、既設設備図面と併せた管理用図書（操作取扱要領概要版・詳細版を含む）を提出するものとする。管理用図書に含める既設設備の範囲は協議により決定する。

カ 工事実施にあたっては、関係機関（松本平広域公園指定管理者、松本空港管理事務所等）と十分協議を行い、施工中も連絡を密にし、円滑な工事進捗を図ること。

(7) 工事予算額 概ね 350,000千円（税込み）

(8) 支払条件

支払限度額 各会計年度における請負代金の支払限度額は、以下のとおり予定している。

令和4年度 請負代金の約50%の金額

令和5年度 請負代金の約50%の金額

ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがある。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 電気工事について長野県建設工事の入札参加資格を有している者のうち、資格総合点数が 819 点以上であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下同じ）第 3 条の規定により電気工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (5) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (7) 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第 17 条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約約款第 31 条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札

に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(11) 県発注の他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(12) 同種工事の実績を有すること。

陸上競技場、野球場、サッカー競技場、アリーナ等のスポーツ競技場における競技場照明設備工事の実績を有していること。

※「同種工事の実績」とは、公共機関等あるいは民間から発注された工事を元請けし、平成19年4月1日から掲示日の前日までに竣工した工事が該当します。

(13) 配置技術者に関する要件を満たしていること。

主任（監理）技術者として、1級電気工事施工管理技士を配置できること。

(14) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(15) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(16) 滞納している県税等徴収金がないこと。

### 3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 同種工事の実績

① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。

② 「同種工事の実績」とは、公共機関等あるいは民間から発注された工事を元請けし、平成19年4月1日から掲示の日の前日までに竣工した工事が該当する。

③ 「工事実施にあたり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象工事において求めている技術的事項を中心に記載すること。

④ 工事実績については、これを証する契約書等の写しを添付すること。

イ 当該工事の実施体制

① 配置を予定する主任（監理）技術者の資格、経歴等を記載すること。

② 「最近 15 年間の主な工事経歴」は平成 19 年 4 月 1 日から掲示日の前日までに竣工した工事が該当する。

ウ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 既存施設の現場確認

ア 既存施設の現場確認を希望する場合は、令和 4 年 11 月 30 日（水）午後 1 時 30 分から現場を開放する。

イ 希望者は、令和 4 年 11 月 28 日（月）正午までに会社名、参加人数を 3（5）に記載の担当者に連絡のうえ、松本平広域公園総合球技場（正面玄関）に来場すること。

ウ 質問内容は可能な限り参加希望の連絡に合わせて、ファクシミリ又は電子メールで提出すること。

(5) 担当事務所・問い合わせ先

〒390-0852

長野県松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所 維持管理課 公園係

（課長補佐）矢口純代 ・ （担当）青木雄佑

電話 0263-40-1981（直通）

ファクシミリ 0263-48-1216

電子メール matsuken-koen@pref.nagano.lg.jp

(6) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和 4 年 12 月 6 日（火）

（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで。）

イ 提出場所

〒390-0852

長野県松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所 総務課

電話 0263-40-1895（直通）

ファクシミリ 0263-47-8718

電子メール matsuken-somu@pref.nagano.lg.jp

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3（6）の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(7) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2 の（1）から（16）の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定される。

なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後、公表するものとする。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 参加資格要件 （会社）	・ 入札参加資格 ・ 資格総合点数 電気工事 819 点以上 ・ 特定建設業許可	・ 求める業種の入札参加資格を有しているか ・ 資格総合点数は要件を満たしているか ・ 特定建設業の許可を有しているか
2 同種工事の実績	・ 同種工事の内容	・ 陸上競技場、野球場、サッカー競技場、アリ

(会社)		一ナ等のスポーツ競技場における競技場照明設備工事の実績を有していること。 ※「同種工事の実績」とは、公共機関等あるいは民間から発注された工事を元請けし、平成19年4月1日から掲示日の前日までに竣工した工事が該当します。
3 配置予定の技術者	・主任（監理）技術者の状況	・主任（監理）技術者として、1級電気工事施工管理技士を配置できること。

(8) 非該当理由に関する事項

- ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により松本建設事務所長から通知する。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、松本建設事務所長に対して非該当理由について説明を求めることができる。
- ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行う。
- エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
- ① 受付場所 3（6）に同じ。
  - ② 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時までの間とする。
  - ③ 受付方法 原則としてファクシミリ又は電子メール等（回答を受ける担当者名、電話番号及びファクシミリ番号を併記すること）とする。  
なお、到達したことを電話で3（6）の担当者に確認すること。
  - ④ 回答方法 原則としてファクシミリによる。

(9) その他の留意事項

- ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行わない。
- イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとする。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

- ア 配置予定技術者の資格、経歴等の状況
- (ア)最近15年間の主な工事経歴は、公共機関等あるいは民間から発注された電気工事の元請工事の主任（監理）技術者としての実績について、平成19年4月1日から掲示日の前日までに竣工した工事を対象として記載すること。
  - (イ)同種工事は、公共機関等あるいは民間から発注された元請工事の主任（監理）技術者としての実績について、平成19年4月1日から掲示の日の前日までの間に竣工した工事を対象として記載すること。
  - (ウ)資格、主な工事及び同種工事の実績については、これを証する資格者証、契約書等の写しを添付すること。
- イ 技術提案

1 (4) 記載の技術提案を求める具体的内容に沿って、簡潔にまとめること。

ウ 工事に係る費用とその内訳

(ア) 様式は自由とする。

(イ) 必要に応じて、内訳についての詳細提示を求めることがある。

(ウ) 費用の積算にあたっては、労務単価、資材等県が公表している価格についてはこれを使用すること。

エ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付期間 掲示の日から令和4年12月6日(火)まで。

イ 受付場所 3(6)に同じ。

ウ 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日は除く。)

エ 受付方法 ファクシミリ又は電子メール等とする。

なお、到達したことを電話で3(6)の担当者に確認すること。

オ 回答方法 ・技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはファクシミリ又は電子メール等により回答する。

・発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表する。

(最終回答日：令和4年12月9日(金))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和4年12月28日(水)(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3(6)に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(6)の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和5年1月23日(月)

(現在の概ねの予定。決定次第連絡します。)

イ 場所 長野県庁(詳細については決定次第連絡します。)

ウ 時間 各者20分程度を予定(提案者の公募数により変更することがあります。)

エ その他 パソコン、プロジェクター等の持ち込みは、詳細決定時に連絡します。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書審査結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとする。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しない。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項	評価の視点
配置予定の技術者の資格等	主任(監理)技術者	資格 ・専門分野の資格を有しているか。
		経歴等 ・主任(監理)技術者としての豊富な電気工事の経験を有しているか。

(7点)		同種工事 の実績	・主任(監理)技術者としての豊富な同種工事の実績を有しているか。
費用 (30点)	費用の妥当性		・価格点=配点×最低価格/提案価格 (小数点以下第3位四捨五入2位止め)
技術提案 の内容 (53点)	機能の充実		・競技者や観客に対するまぶしさ(グレア)を低減する工夫はあるか。 (提案内容及び施工実績) ・照明制御システムの操作及びプログラム編集が容易か。 ・光害対策に配慮されているか。 ・演出に対する創意工夫はなされているか。(提案内容及び施工実績)
	施工管理		・総合球技場利用(Jリーグの試合運営等)に配慮した施工方法の提案がなされているか。
	ライフサイクルコスト (※1)		・初期投資を踏まえたうえで、電気代、通信費用、保守点検費用及び耐用年数を経過した機器の交換費用を含めたライフサイクルコストが明確であり、かつ安価であるか。
	メンテナンスの充実 (※2)		・機器の無償修理保証期間が長期間であるか。(具体的な年数を記載) ・部品のストックが長期間かつ安定的であるか。 (具体的な年数と部品の生産あるいは保管拠点を記載) ・製品の部品交換等による予防保全の時期など、設備の長寿命化の計画について検討されているか。(長寿命化計画に対する工夫と選択した製品の耐用年数を記載) ・メンテナンスを行う拠点から当該施設までの到着所要時間が短時間か。 ・故障時の対応が長時間可能か。(受付可能日と受付時間) ・日常管理は容易であるか。(内容と頻度を記載)
技術提案 の内容と 施工の整 合性 (10点)	(1者への加点)		・技術提案の内容が十分検討され、発注者側の意図を最もよく理解しているか。 ・提案された内容の施工の確実性が最も高い。
評価点の合計結果(100点)			

※1 ライフサイクルコストの算出は、別添様式ライフサイクルコスト算出表により技術提案書として提出すること。

※2 維持管理契約の締結を前提とするものではありません。

#### (8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、松本建設事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行う。

#### (9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨及び理由(非特定理由)を書面により松本建設事務所長から通知する。

イ 上記アの通知を受けたものは、通知した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、書面(様式自由)により、松本建設事務所長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

ウ 非特定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

エ 非特定理由の説明請求の受付及び回答方法

(ア) 受付場所 3(6)と同じ。

(イ) 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時までの間とする。

(ウ) 受付方法 原則としてファクシミリ又は電子メール等(回答を受ける担当者名、電話番号及びファクシミリ番号を併記すること。)とする。

なお、到達したことを電話で3(6)の担当者に確認すること。

(エ) 回答方法 原則としてファクシミリとする。

#### (10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却しない。

- イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を行うことがある。

## 5 その他

### (1) 契約書作成の要否

要 (長野県建設工事事務処理規定(昭和51年3月3日付け50監第590号)による。)

### (2) 関連情報を入手するための窓口

3(6)に同じ。

### (3) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。

### (4) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。